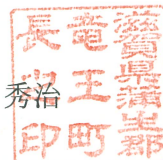


竜王町公告第5号

下記工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年1月25日

竜王町長 西田 秀治



記

1 一般競争入札に付する工事の概要

- (1) 工 事 名 称 竜王町総合庁舎別館改修工事
- (2) 施 工 場 所 竜王町役場（蒲生郡竜王町大字小口3番地）
- (3) 工 事 期 間 竜王町議会の議決日から令和5年11月30日
- (4) 工 事 概 要 建築改修工事一式
電気設備工事一式
機械設備工事一式
- (5) 予 定 価 格 事後公表
- (6) 最低制限価格 非公表
「竜王町建設工事の入札に係る最低制限価格の算出基準について」第3②に基づき算出を行う。

2 入札方式

事後審査型条件付一般競争入札

3 入札参加方式

単体のみとする。

4 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度竜王町建設工事等入札参加有資格者名簿に「業種：建築一式工事」で登録されている者。
- (2) 建築工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する建築工事業に係る特定建設業の許可を有している者であること。
- (3) 建築工事業について入札執行日から1年7箇月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けているもの。
- (4) 公告日において有効な経営規模等評価結果通知書の建築一式工事に係る総合評定値（P）が竜王町内に本社・営業所を有する者900点以上、その他滋賀県

内に本社を有する者1,000点以上

- (5) 建設業法第19条の2に規定する現場代理人を配置し、同法第26条に規定する主任技術者または監理技術者を専任で配置すること。なお、現場代理人、主任技術者または監理技術者にあつては、事後審査型条件付一般競争入札競争参加資格確認申請書の提出期限日の3箇月以前から恒常的な雇用関係のある者とする。
- (6) 公告の日から開札（入札執行）の日までに、竜王町建設工事等指名停止基準（平成17年竜王町告示第1号）に基づく指名停止措置中でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項のほか、客観的に明らかに経営不振に陥つたと認められる次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (8) 本工事に係る実施設計業務の受託者でないことおよび当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある者でないこと。（実施設計業務の受託者：(株)丸山建築事務所）
- (9) 公告日の前日から起算して前10年以内の期間に、国内において、建築物の新築、増築もしくは改築工事で請負契約額2億円以上の工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員としての経験は、代表者であった場合に限る。）を有すること。

5 設計図書等の閲覧

- (1) 設計図書等（図面および特記仕様書等）は、竜王町のホームページにて配付および未来創造課にて閲覧に供する。未来創造課での設計図書等の閲覧期限は、令和5年2月27日（月）午後5時までとする。
- (2) 設計図書等については、当該工事の見積りの用に供するものとし、扱いには十分注意し、他の目的には使用しないこと。なお、設計図書等は返還不要とする。

6 設計図書等に対する質問の受付

この入札に参加を希望する者で、当該工事についての質問を行う場合は、竜王町のホームページに掲載している質問書の様式を使用し、令和5年2月13日（月）午後5時までに未来創造課宛にメール（Word形式）で提出し、メール送付後電話にてその旨連絡すること。

(1) メールアドレス：info@town.ryuoh.shiga.jp

(2) 電話番号：0748-58-3701

(3) 質問の回答は、令和5年2月20日（月）午後5時までに竜王町のホームページに掲載する。

7 現地見学

当該施設を見学したい場合は、あらかじめ竜王町総務課総務係に連絡すること。詳細は次のとおりとする。

(1) 申込期間 令和5年2月1日（水）午後5時まで

(2) 現地見学

次のいずれかの日を選択するものとする。ただし、時間は調整することがあります。

① 令和5年2月2日（木）午後1時から午後4時までの間

② 令和5年2月3日（金）午後1時から午後4時までの間

(3) 留意事項 現地見学の時には、質問の受付は行わないものとし、現地見学のみとする。ただし、案内は行うものとする。

(4) 連絡先 竜王町総務課：0748-58-3700

8 入札手続き

(1) 入札執行日時および場所

ア 日時：令和5年3月7日（火） 午前11時

イ 場所：竜王町総合庁舎2階205会議室

(2) 入札参加届

この入札に参加を希望する者は、竜王町のホームページに掲載している入札参加届の様式を使用し、令和5年2月27日（月）午後5時までに未来創造課まで直接持参または郵送により提出すること。

入札参加届の提出がないものは、この入札に参加できないものとする。

なお、入札参加届の提出後に辞退する場合は、入札執行日までに辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 入札時提出書類

入札時の提出書類は次のとおりとし、指定様式による提出すること。

- ①入札書
- ②委任状（必要な場合のみ）
- ③工事費内訳書

9 入札について

- (1) 入札は、8（1）に記載する日時および場所において行い、入札参加者は、入札時提出書類を持参して提出すること。持参以外の方法による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (3) 入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 再度の入札は、2回までとする。1回目の入札により、予定価格と最低制限価格の範囲となる額の入札がない場合は、予定価格に到達していない額の応札者より再度の応札を求め、最低制限価格未満の応札者は再度の入札に参加できない。また、入札が無効とされたものも再度の入札に参加できない。
- (5) 入札において事故または談合、その他の不正な行為があると認めるときは、入札を中止または延期する場合がある。
- (6) 開札は、入札終了後直ちに行い、入札参加者は開札に立会うものとする。

10 入札保証金

入札保証金は免除する。

11 落札候補者または落札者の決定方法

この入札は、事後審査方式のため、予定価格と最低制限価格の範囲内で最も入札価格の低い者（以下「落札候補者」という。）から順位を決定し、当事者から順に競争参加資格の審査を行い、後日落札決定する。

12 事後審査型条件付一般競争入札競争参加資格確認申請書の提出および審査

- (1) 開札後に落札候補者から事後審査型条件付一般競争入札競争参加資格申請書および競争参加資格を確認するための資料の提出を求め、競争参加資格の審査を行う。入札参加者は入札執行日に提出できるよう持参しておくこと。なお、提出書類は以下のとおりとする。
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札競争参加資格確認申請書
 - イ 競争参加資格を確認するための資料

- ①建設業の許可の写し
 - ②経営事項審査結果通知書の写し
 - ③工事の施工実績
 - ④配置予定技術者
 - ⑤見積書（任意様式）
 - ⑥その他町長が必要とする書類
- (2) 落札候補者が同価格により2者以上ある場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定により、くじによって順位を決定する。
- (3) 落札候補者が期限内に競争参加資格確認申請書および競争参加資格を確認するための資料を提出しない場合は、落札候補者を失格とする。
- (4) 審査の結果、落札候補者が競争参加資格を満たしていないときは不適格とし、次順位者の競争参加資格の審査を行う。
- (5) 審査の結果、落札候補者が競争参加資格を満たしているときは、当該者に対し、竜王町財務規則（昭和52年竜王町規則第13号）第198条第1項の規程による落札決定通知書を発行し、落札者として落札決定を行う。落札者が決定したときは、既に審査を受けた者を除き、他の入札参加者の競争参加資格確認申請書および競争参加資格を確認するための資料の提出は求めない。
- (6) 審査の結果、競争参加資格を満たしていないため不適格となった者については、不適格通知書を発行し、入札結果においてその旨および不適格となった理由を明記するものとする。

13 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、竜王町財務規則第159条または160条の規定に該当するときは、その全部またはその一部を免除することができる。

14 違約金

落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

15 前金払い

保証事業会社の保証があったときは、請負代金額の4割を超えない範囲内において請求することができる。

16 中間前払金

竜王町建設工事執行規則等の関係規定に該当する場合は、前金払に加えて請負代金

額の2割を超えない範囲内において請求することができる。

17 部分払

行わない。

18 入札結果の公表

当該工事の落札決定をしたときは、その旨を落札者に速やかに通知するとともに、入札結果を竜王町のホームページおよび未来創造課窓口にて公表する。

19 異議の申立て

入札参加者は、入札後において、規則、図面、仕様書、契約書等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

20 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

ウ 談合その他不正の行為があったと認められる入札

エ 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者または不足する者のした入札

オ 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札

カ 入札書記載の金額を加除訂正した入札

キ 工事内訳書の提出がない者の入札

ク 工事費内訳書記載の金額に加除訂正がある場合の入札

ケ 入札金額と工事費内訳書記載の金額が一致していない場合の入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

サ 提出資料等に虚偽の記載をした者の入札

21 その他

(1) この入札については、竜王町財務規則、竜王町建設工事執行規則ならびに関係法令の規定により執行する。

(2) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に定め抵触する行為を行ってはならない。

(3) 入札参加等の確認に必要な提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、竜王町建設工事等指名停止基準（平成17年1月6日告示第1号）の規定により指名停止措置を行う。

- (4) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは、13に記載した履行保証措置を講じた上、落札決定の日から起算して10日以内に契約書を未来創造課へ提出すること。
- (5) 本工事の契約については、竜王町議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立する。

以上

入札に関する問い合わせ先
〒520-2592
滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
竜王町役場 未来創造課契約電算係
TEL：0748-58-3701
FAX：0748-58-1388